

28 監査公表第 12 号

平成 28 年 6 月 13 日に福岡市選挙管理委員会から住民監査請求に係る監査委員の意見に対する措置について通知を受けたので、次のとおり公表する。

平成 28 年 7 月 21 日

福岡市監査委員 齋 田 雅 夫
同 伯 川 志 郎

1 監査結果

28 監査公表第 10 号（平成 28 年 6 月 23 日付 福岡市公報第 6311 号(別冊 2) 公表) 分

2 講じた措置の内容

以下のとおり

住民監査請求（市議選挙における選挙運動用ポスター公費負担）

監 査 委 員 の 意 見	措 置 の 状 況
<p>公費負担の原資が市民の税金で賄われていることに鑑みると、候補者は、公費負担の対象となる選挙運動費用の支出にあたっては、できるだけ経済性・効率性に配慮すべきものと考えられる。</p> <p>したがって、候補者に配布される「公費負担の手引き」に「限度額は、あくまでも公費負担する金額の上限を示したもので、この金額での契約を推奨するものではありません。公費による支出ということ踏まえて、必要な額での契約をお願いします。」と記載されていることが認められるが、市選管及び各区選管は、このことについて、今後さらに候補者の注意を喚起することが望まれる。</p> <p>(福岡市選挙管理委員会事務局)</p>	<p>今後行われる市長選挙及び市議会議員選挙の立候補予定者説明会において候補者に対し、公費負担制度は公費による支出ということ踏まえ必要な額で契約を行うことを強調して説明し、しっかり注意喚起する。</p>